

市第 181 号議案

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部
部改正

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一
部を改正する条例

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年 8
月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、地域手当」を削る。

第 3 条第 1 項中「1,428,000 円」を「1,599,000 円」に、「1,14
8,000 円」を「1,285,000 円」に改め、同条第 2 項中「840,000 円
」を「940,000 円」に改め、同条第 3 項中「811,000 円」を「908,
000 円」に改め、同条第 4 項中「426,000 円」を「477,000 円」に
改める。

第 7 条の 3 を削る。

第 9 条第 2 項第 1 号中「100 分の52」を「1,000 分の 464」に改
め、同項第 2 号中「100 分の40」を「1,000 分の 357」に改め、同
項第 3 号中「100 分の14」を「1,000 分の 125」に改める。

第10条第 2 項中「953,000 円」を「1,067,000 円」に改める。

付則第 3 項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

提 案 理 由

市長及び副市長の給料等の額について、横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づき改定する等のため、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（抜
粹）

（上段 改正案
下段 現 行）

（市長等の給料及び手当）

第 2 条 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び秘書（以下「
市長等」という。）に対しては、給料、地域手当、期末手当及び
退職手当を支給する。

（第 2 項省略）

第 3 条 市長及び副市長の給料の額は、次のとおりとする。

市長 月額 $\frac{1,599,000 \text{ 円}}{1,428,000 \text{ 円}}$

副市長 月額 $\frac{1,285,000 \text{ 円}}{1,148,000 \text{ 円}}$

2 教育長の給料の額は、月額 $\frac{940,000 \text{ 円}}{840,000 \text{ 円}}$ とする。

3 常勤の監査委員の給料の額は、月額 $\frac{908,000 \text{ 円}}{811,000 \text{ 円}}$ とする。

4 秘書の給料の額は、月額 $\frac{477,000 \text{ 円}}{426,000 \text{ 円}}$ とする。

（地域手当）

第 7 条の 3 地域手当の額及び支給方法については、一般職職員の
例による。

（退職手当）

第 9 条 （第 1 項省略）

2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額
に市長等としての在職期間の月数（当該月数に 1 月未満の端数がある
場合には、これを 1 月とする。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
ただし、特別の事由があると認められるときは、

市長及び副市長の退職の日から 3 月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができる。

- (1) 市長 $\frac{1,000 \text{ 分の } 464}{100 \text{ 分の } 52}$
- (2) 副市長 $\frac{1,000 \text{ 分の } 357}{100 \text{ 分の } 40}$
- (3) 教育長及び常勤の監査委員 $\frac{1,000 \text{ 分の } 125}{100 \text{ 分の } 14}$

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(公営企業管理者等の給料及び手当)

第 10 条 (第 1 項省略)

- 2 公営企業管理者の給料及び手当について、市長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、第 2 条及び第 4 条から第 8 条までの規定の例により、定めることができるものとし、退職手当の額及び支給方法については、一般職職員の例による。この場合において、給料は、月額 $\frac{1,067,000 \text{ 円}}{953,000 \text{ 円}}$ 以内において、予算の定めるところによる。

付 則

(第 1 項及び第 2 項省略)

-
- 3 地域手当の月額、第 7 条の 3 の規定にかかわらず、当分の間、給料の月額に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。